

## 三種病原体等の所持等における必要な手続等

所持・輸入等に際しては、事後の届出が必要となります

## 対象病原体等

| 和 名   | 学 名  |
|---|--|
| コクシエラ属バーネッティイ   | <i>Coxiella burnetii</i>   |
| マイコバクテリウム属ツベルクローシス（別名 結核菌）（イソニコチン酸ヒドラジド及びリファンピシンに対し耐性を有するものに限る。）  | <i>Mycobacterium tuberculosis</i><br>(MDR-TB)  |
| リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名 狂犬病ウイルス）   | <i>Lyssavirus Rabies virus</i>   |
| アルファウイルス属イースタンエクインエンセファリティスウイルス（別名 東部馬脳炎ウイルス）、イースタンエクインエンセファリティスウイルス（別名 西部馬脳炎ウイルス）及びベネズエラエクインエンセファリティスウイルス（別名 ベネズエラ馬脳炎ウイルス） | <i>Alphavirus Eastern equine encephalitis virus</i><br><i>Alphavirus Western equine encephalitis virus</i><br><i>Alphavirus Venezuelan equine encephalitis virus</i>   |
| オルソポックスウイルス属モンキーポックスウイルス（別名 サル痘ウイルス）  | <i>Orthopoxvirus Monkeypox virus</i>   |
| コクシディオイデス属イミチス  | <i>Coccidioides immitis</i>  |
| シンプレックスウイルス属Bウイルス   | <i>Simplexvirus B-virus</i>  |
| バークホルデリア属シュードマレイ（別名 類鼻疽菌）及びマレイ（別名 鼻疽菌）  | <i>Burkholderia pseudomallei</i><br><i>Burkholderia mallei</i>   |
| ハンタウイルス属アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリークカナルウイルス及びラグナネウイルス           | <i>Hantavirus Andes virus</i><br><i>Hantavirus Sin Nombre virus</i><br><i>Hantavirus Seoul virus</i><br><i>Hantavirus</i><br><i>Dobrava-Belgrade virus</i><br><i>Hantavirus New York virus</i><br><i>Hantavirus Bayou virus</i><br><i>Hantavirus Hantaan virus</i><br><i>Hantavirus Puumala virus</i><br><i>Hantavirus Black Creek Canal virus</i><br><i>Hantavirus Laguna Negra virus</i> |

三種病原体等

|   |  |
|---|--|
| フラビウイルス属オムスクヘモラジックフィーバーウイルス (別名 オムスク出血熱ウイルス)、キャサヌルフォレストフィーバーウイルス (別名 キャサヌル森林病ウイルス) 及びティックボーンエンセファリティスウイルス (別名 ダニ媒介脳炎ウイルス) | <i>Flavivirus Omsk hemorrhagic fever virus</i><br><i>Flavivirus Kyasanur Forest disease virus</i><br><i>Flavivirus Tick-borne encephalitis virus</i> |
| ブルセラ属アボルトス (別名 ウシ流産菌)、カニス (別名 イヌ流産菌)、スイス (別名 ブタ流産菌) 及びメリテンシス (別名 マルタ熱菌)   | <i>Brucella abortus</i><br><i>Brucella canis</i><br><i>Brucella suis</i><br><i>Brucella melitensis</i>   |
| フレボウイルス属リフトバレーフィーバーウイルス (別名 リフトバレー熱ウイルス)  | <i>Phlebovirus Rift Valley fever virus</i>   |
| ヘニパウイルス属ニパウイルス及びヘンドラウイルス  | <i>Henipavirus Nipah virus</i><br><i>Henipavirus Hendra virus</i>  |
| リケッチア属ジャポニカ、リケッチイ (別名 ロッキー山紅斑熱リケッチア) 及びロワゼキイ (別名 発しんチフスリケッチア)   | <i>Rickettsia japonica</i><br><i>Rickettsia rickettsii</i><br><i>Rickettsia prowazekii</i>   |

(感染症法第6条第22項第1号～第4号。第4号政令で定めるものは施行令第2条第1号～第11号。)

上記病原体等に属するものであって「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するもの」(規制除外病原体等)は、以下のとおり。

|   |
|---|
| (平成19年5月31日厚生労働省告示第200号。)               |
| 1 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) HEP 株   |
| 2 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) RC・HL 株 |

また、「施行規則第31条の29(施設の基準)第3項及び第4項並びに第31条の33(保管、使用及び滅菌等の基準)第4項の厚生労働大臣が定める三種病原体等」(サル痘ウイルスのほか、基準の一部について適用除外となる病原体等)は、次のとおり。

|   |
|---|
| (平成19年5月31日厚生労働省告示第202号。)   |
| 1 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) CVS (Challenge Virus Standard) 株  |
| 2 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) ERA (Evelyn Rokitniki Abelseth) 株 |
| 3 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) Flury 株                           |
| 4 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) Fuenzalida S-51 株                 |
| 5 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) Fuenzalida S-91 株                 |
| 6 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) Kelev 株                           |
| 7 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) LEP 株                             |
| 8 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) Nishigahara 株                     |
| 9 リッサウイルス属レイビーズウイルス (別名狂犬病ウイルス) Paris Pasteur 株                   |

- |    |   |
|----|---|
| 10 | リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬病ウイルス）PM (Pilman-Moore) 株             |
| 11 | リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬病ウイルス）PV 株                            |
| 12 | リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬病ウイルス）SAD (Street-Alabama-Dufferin) 株 |
| 13 | リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬病ウイルス）Vnukovo-32 株                    |

## 必要な手続

### A 所持の届出（感染症法第 56 条の 16）

注 1：次の場合、所持の届出は不要です。

- ① 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関が、業務に伴い三種病原体等を所持することとなった場合において、滅菌譲渡をするまでの間、所持する場合（施行規則第 31 条の 18 参照。）
- ② 三種病原体等を所持する者から運搬を委託された者が、その三種病原体等を運搬するために所持する場合
- ③ 三種病原体等を所持する者の従業者が、その職務上三種病原体等を所持する場合

注 2：所持届出を怠った場合又は虚偽の届出をした場合は、300 万円以下の罰金が、変更の届出を怠った場合又は虚偽の届出をした場合は、100 万円以下の罰金が科されます。

#### 所持する場合

1. 所持後 7 日以内に以下の書類について、対象病原体等を所持する事業所を管轄する地方厚生局に提出してください。（注：同一の種類 of 病原体等（株違いなど。）を新たに所持した場合の新たな届出の必要はありません。）
2. 提出書類
  - (1) 三種病原体等所持届出書（別記様式第 12）（注：複数の対象病原体等を同時に届出する場合には 1 つの届出書で差し支えありません。）
  - (2) 以下の添付書類の一覧表
  - (3) 法人の登記事項証明書（注：法人に限る。）
  - (4) 三種病原体等取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図
  - (5) 三種病原体等取扱施設のうち、病原体等の取扱いに係る室の間取り、用途及び出入口、管理区域、厚生労働大臣が定める標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図
  - (6) 三種病原体等取扱施設のうち、病原体等を取り扱う主要部分の縮尺を付けた立面図
  - (7) その他当該届出に係る三種病原体等取扱施設が法第 56 条の 24 に規定する三種病原体等取扱施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していることを説明した書類（注：三種病原体等取扱施設の基準（施行規則第 31 条の 29）に適合していること

を証明した書類のことです。なお、当該基準中、第1項第2号、第5号のイ、ハ、ヘの規定については、平成24年3月31日までの間は経過措置として適用されませんが、現況について記載してください。）

**所持の届出内容に変更（対象病原体等を所持しなくなった場合を含む。）が生じた場合**

1. 変更の日から7日以内に以下の書類について、対象病原体等を所持する事業所を管轄する地方厚生局に提出してください。
  2. 提出書類
    - (1) 三種病原体等所持届出変更届出書（別記様式第13）
    - (2) 以下の添付書類の一覧表
    - (3) 所持の届出の際に提出した添付書類（法人の登記事項証明書を除く。）のうち、変更に係るもの。
- （注：三種病原体等取扱施設の移転時には、不所持の届出及び新規取扱施設に係る届出が必要となります。）

**B 輸入の届出（感染症法第56条の17）**

注：届出を怠った場合又は虚偽の届出をした場合は、300万円以下の罰金が科されます。

**輸入した対象病原体等に係る所持の届出（A）が終了している場合**

1. 輸入後（通関後）7日以内に以下の書類について、対象病原体等を所持する事業所を管轄する地方厚生局に提出してください。
2. 提出書類  
三種病原体等輸入届出書（別記様式第14）

**輸入した対象病原体等に係る所持の届出（A）をしていない場合**

1. 輸入後（通関後）7日以内に以下の書類について、対象病原体等を所持する事業所を管轄する地方厚生局に提出してください。
2. 提出書類  
所持の届出（A）及び上記の輸入の届出